報道資料

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年３月 11 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申

－情報通信審議会からの一部答申等を踏まえた省令案等の一部改正－

総務省は、情報通信審議会（会長：遠藤　信博　日本電気株式会社特別顧問）から「工業・科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」及び「無線周波妨害波及びイミュニティ測定法の技術的条件」について令和７年 12 月８日に一部答申を受けたことを踏まえ、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等について、令和８年１月 24 日（土）から同年２月 24 日（火）までの間、意見募集を行いました。

その結果、18 件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれらの意見に対する総務省の考え方を公表します。

また、意見募集の結果を踏まえた上で、当該省令案等のうち電波法（昭和 25 年法律第 131 号）に基づく諮問事項について、電波監理審議会（会長：笹瀬　巌　慶應義塾大学名誉教授）に諮問し、本日、原案のとおりとすることが適当である旨の答申を受けました。

総務省は、今後、意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申を踏まえ、速やかに関係規定の整備を行う予定です。

１　概要

国際無線障害特別委員会（CISPR）では、無線通信システムへの妨害や電気・電子機器への障害の防止を目的として、各種の無線妨害波に関する許容値及び測定法（CISPR 規格）を定めています。CISPR規格のうちCISPR 11「工業、科学、医療用装置からの妨害波の許容値及び測定方法」及びCISPR 16「無線周波妨害波及びイミュニティ測定法の技術的条件」について、今般、一部が改正されたことを受け、情報通信審議会において審議が行われ、令和７年12月８日に一部答申を受けました。

これを踏まえ、高周波利用設備のうち通信設備以外の設備の許容値及び測定法について、国際規格との整合性を図ることを目的として、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等を作成し、意見募集を行いました。

２　意見募集の結果

提出された意見及び当該意見に対する総務省の考え方は、別紙のとおりです。

３　電波監理審議会からの答申

意見募集の結果を踏まえ、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等のうち電波法（昭和25年法律第131号）に基づく諮問事項について、電波監理審議会に諮問したところ、本日、原案を適当とする旨の答申を受けました。

４　今後の予定

総務省は、電波監理審議会からの答申及び意見募集の結果を踏まえ、速やかに関係規定の整備を行う予定です。

【関係報道資料】

電波利用環境委員会報告（案）に対する意見募集

－「国際無線障害特別委員会(CISPR)の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」及び「無線周波妨害波及びイミュニティ測定法の技術的条件」－（令和７年10月７日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban16_02000374.html

電波利用環境委員会報告（案）に対する意見募集の結果
－「国際無線障害特別委員会(CISPR)の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」及び「無線周波妨害波及びイミュニティ測定法の技術的条件」－（令和７年12月５日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban16_02000375.html

「国際無線障害特別委員会(CISPR)の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」及び「無線周波妨害波及びイミュニティ測定法の技術的条件」
－情報通信審議会からの一部答申－（令和７年12月８日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban16_02000376.html

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等についての意見募集
－情報通信審議会からの一部答申等を踏まえた省令案等の一部改正について－（令和８年１月23日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban16_02000378.html

（連絡先）
総合通信基盤局電波部電波環境課
担当：今泉電波監視官、郷藤電磁障害係長、内田官
電話：（直通）03-5253-5905
（代表）03-5253-5111　内線　5905
E-mail：densyokakari_atmark_soumu.go.jp
※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。送信の際には、「@」に変更してください。